くらしの110番

消費生活相談Q&A

契約した覚えがない、解約できていなかった「サブスクリプショントラブル」に注意！

【事例1】
1か月前1回150円の占いサイトを利用したが、本日5千円の請求があった。詳細を確認してみると、占いサイトの月額料金だった。サブスクリプション（以下、「サブスク」という。）契約になっているとは思わなかった。解約したいが方法がわからない。

【事例2】
利用しているサブスクが値上がりしたので、専用フォームから解約を申し出たが返事がない。本当に解約できているのだろうか。

【事例3】
フィットネスジムのお試し無料体験に申し込み、一度参加した後は利用していないのに料金が請求された。確認すると、無料期間が過ぎているとのことだった。利用していないのに請求されるのはおかしいと思う。

【事例4】
切り花が送られてくるサブスクを申し込んだ。「品質が良くないので解約したい」と伝えても毎回送られてくる。どうしたらよいか。

「サブスクリプション（サブスク）」とは、定められた料金を定期的に支払うことにより、一定期間、商品やサービスの利用が可能となることです。

一度契約をすると、サービスを利用していなくても、解約しない限り自動的に料金が発生したり、無料体験等に申し込んだりした際は、無料期間中に解約しないと、有料サービスに自動的に移行されることが多いのが特徴です。

【消費者へのアドバイス】

・「無料体験」「無料お試し期間」の広告・表示をきっかけにサブスクに申し込む場合は、契約・解約条件をよく確認してから契約しましょう。サイトやアプリから登録する場合、最終確認画面を必ず確認し、スクリーンショットをしておくと、トラブルの際に、申し込み内容などの証拠となります。

・ユーザー情報の入力は慎重に行い、設定したIDやパスワードなどは忘れないようにしましょう。解約の手続きの際に必要となります。

・解約手続きが完了しないと契約は継続し、利用料が発生します。解約するときは、公式ホームページなどで解約手続きの方法を確認し、解約できているか心配な場合は事業者に問い合わせましょう。

・クレジットカードなどの明細は毎月確認し、利用していないサブスクの支払いがないか確認しましょう。

■困ったときの相談窓口は…

消費者ホットライン
☎188（「188泣き寝入り」と覚えてください。）

埼玉県消費生活支援センター熊谷
☎048-524-0999

役場『消費者相談窓口』
☎76-5133（農林商工課内）

みさと文芸

俳句と短歌を募集中！
毎月5日までに総務課へお届けください

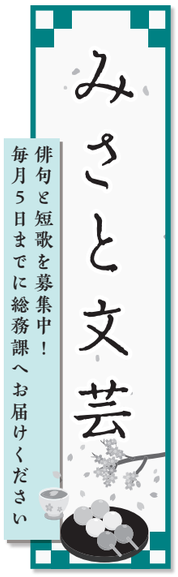

短歌

臘梅を 花瓶に生けて 安堵する 香り漂い 暮らし楽しむ
福島恵美子（駒衣）

冬の朝 早稲田の丘より 眺めやる 雪化粧した 四方の山々
原田 淳子（下尾佐）

不登校 一年になる 姪の娘が 買いもの家事や ケーキを作る
有馬 康博（中里）

臘梅の この初花の 枝を折り 花器に生けたる 朝の香りや
有馬 千代（中里）

笑ったね 家族で挑み 第三位 遠い想い出 ウォークラリー
丸山 好子（駒衣）

草津来て 足湯につかり 三人は 他国客らの 話聞き入る
清水ミヨ子（大仏）

臘梅の ほのかな香り 咲きそめて 寒さの中の 春の気配が
小林カツ子（大仏）

俳句

それぞれの 生活に戻り はや二月
飯尾 君江（古都）

やはらかき 春のコーラス 風伝ひ
飯野佳代子（白石）

俳句・短歌の投稿には、住所・氏名・連絡先・ふりがな等を必ず明記してください。

美里町指名競争入札結果

（令和７年１月27日開札）

※各表の一番上の業者が落札者です。
入札結果の詳細については、町ホームページをご覧ください。

町道122号線　仕切弁設置工事

工事場所：美里町大字北十条地内
予定価格：6,960,000円（消費税除く）
契　約　額：6,354,700円（消費税含む）

業者名	入札価格
㈲市川電気商会	5,777,000円
㈱坂井住設	5,889,000円
㈲鈴木水道工業所	6,090,000円
㈲へんみ設備	6,145,000円

男女共同参画ニュース

「男女共同参画社会」とは

■「男女共同参画社会」って何だろう？

男女共同参画社会とは、男性と女性が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ性別にとらわれることなく、その個性と能力を発揮できる社会のことです。埼玉県は埼玉県男女共同参画推進条例を制定しており、男女共同参画を推進しています。

■なぜ、男女共同参画社会が必要なのでしょうか？

性別にかかわりなく、自らの意思に基づき、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野へ参画することは、多様性に富んだ活力ある社会をつくる上で不可欠となっています。

男女共同参画社会の「参画」とは、最初から物事を一緒に考え、実施するという意味で使います。「参画」という言葉が使用されているのは、男女が対等の立場に立ち、互いに協力し、いきいきとした社会をつくっていくという基本認識があるからなのです。

男女共同参画社会の実現には、国や県、市町村の取組みはもとより、私たち一人ひとりや事業者が、男女の人権を身近な問題として考え、相互に協力していくことが切実に求められています。

埼玉県男女共同参画推進条例の基本理念

○男女の人権の尊重
○社会における制度や慣行についての配慮
○政策や方針の立案および決定への共同参画
○家庭生活における活動と社会生活における活動の両立
○生涯における性と生殖に関する健康と権利の尊重
○国際的協力

相談機関を紹介します。ひとりで悩まずに専門の相談窓口に相談しましょう。

With You さいたま（埼玉県男女共同参画推進センター）

さまざまな悩み相談　☎048-600-3800
月～水、金、土　午前９時30分～午後８時30分

DVに関する相談　☎048-600-3700
日曜、祝休日（木曜、年末年始を除く）

With You さいたま

・相談は無料です（電話の通話料金はかかります）。性別（性自認）、相談内容を問わずお受けします。匿名で相談できますので、ぜひご利用ください。